

苦情解決の方法について



◆ 苦情解決の方法

(1) 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が隨時受け付けます。

また、担任等の保育園職員なら誰に言っていただいても結構です。

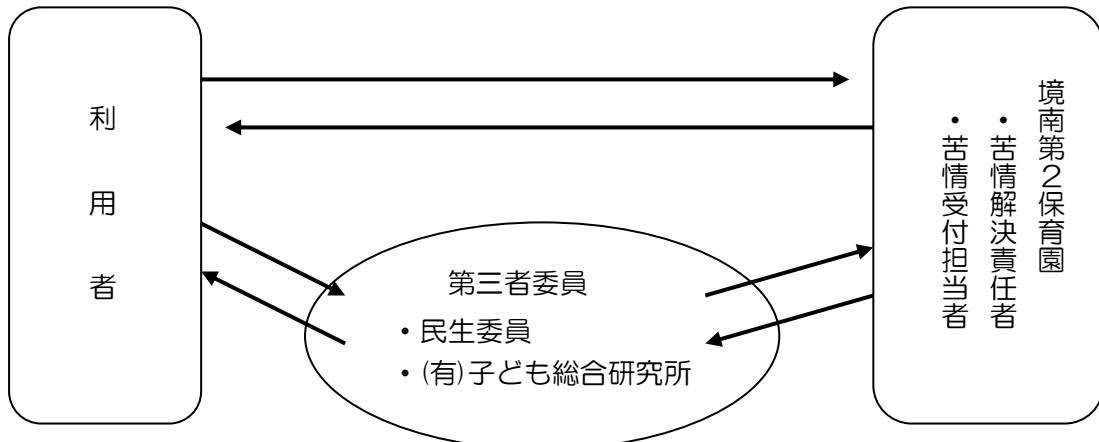
なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

(2) 苦情解決の方法

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。

その際、苦情申出人は第三者委員の助言や立会いを求める 것도できます。なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

- ① 第三者委員の立会いによる苦情内容の確認
- ② 第三者委員による解決案の調整、助言
- ③ 話し合いの結果や改善事項等の確認



◆ その他

保育制度、入所に関する事項については、市役所子ども育成課にお問い合わせください。

TEL 0422-60-1854